

令和３年度における沖縄地区の下請法の運用状況等について

令和４年６月１６日

内閣府沖縄総合事務局

総務部公正取引室

第１ 下請法の運用状況

１ 定期調査の実施状況

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

定期調査は、内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室（以下「沖縄公正取引室」という。）管内に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者617名（製造委託等^{（注１）} 317名、役務委託等^{（注２）} 300名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者900名（製造委託等411名、役務委託等489名）を対象に実施した（第１表参照）。

（注１）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注２）情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第１表 定期調査の実施状況

〔単位：名〕

年度	区分	親事業者調査		下請事業者調査	
		全国	沖縄	全国	沖縄
令和３年度		65,000	617	300,000	900
	製造委託等	37,280	317	169,318	411
	役務委託等	27,720	300	130,682	489
令和２年度		60,000	600	300,000	900
	製造委託等	36,128	320	196,879	387
	役務委託等	23,872	280	103,121	513
令和元年度		60,000	600	300,000	900
	製造委託等	35,810	338	200,190	416
	役務委託等	24,190	262	99,810	484

２ 下請法違反被疑事件の処理状況

（１）下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第２表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は 70 件（製造委託等 32 件、役務委託等 38 件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及

び下請事業者を対象に行った定期調査によるものである。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は70件（製造委託等32件、役務委託等38件）であり、このうち67件（製造委託等31件、役務委託等36件）について指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じている。主な指導事件の概要は別紙のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区分 年度		新規着手件数（注）				処理件数				
		定期調査	申告	中小企業 庁長官から の措置 請求	計	措置			不問	計
						勧告	指導	小計		
令和3年度	全国	8,369	94	1	8,464	4	7,922	7,926	174	8,100
	沖縄	70	0	0	70	0	67	67	3	70
製造委託等	全国	5,384	61	1	5,446	3	5,146	5,149	113	5,262
	沖縄	32	0	0	32	0	31	31	1	32
役務委託等	全国	2,985	33	0	3,018	1	2,776	2,777	61	2,838
	沖縄	38	0	0	38	0	36	36	2	38
令和2年度	全国	8,291	101	1	8,393	4	8,107	8,111	222	8,333
	沖縄	57	1	0	58	0	58	58	2	60
製造委託等	全国	5,450	59	1	5,510	3	5,340	5,343	139	5,482
	沖縄	31	1	0	32	0	31	31	2	33
役務委託等	全国	2,841	42	0	2,883	1	2,767	2,768	83	2,851
	沖縄	26	0	0	26	0	27	27	0	27
令和元年度	全国	8,360	155	0	8,515	7	8,016	8,023	292	8,315
	沖縄	42	1	0	43	0	34	34	8	42
製造委託等	全国	5,725	100	0	5,825	7	5,524	5,531	179	5,710
	沖縄	19	1	0	20	0	15	15	5	20
役務委託等	全国	2,635	55	0	2,690	0	2,492	2,492	113	2,605
	沖縄	23	0	0	23	0	19	19	3	22

（注）新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

（2）下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 指導を行った事件における下請法違反行為を類型別にみると、合計で139件となっており、このうち、製造委託等に係るものが62件、役務委託等に係るものが77件となっている。

イ 発注書面の交付義務等を定めた手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は63件（類型別件数の合計の45.3%）となっており、このうち、製

造委託等に係るものが33件、役務委託等に係るものが30件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（下請法第4条違反）は76件（類型別件数の合計の54.7%）である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が51件（実体規定違反に係る類型別件数の合計の67.1%）、②下請代金の減額が13件（同17.1%）、③買ったたきが7件（同9.2%）等となっている。

(7) 製造委託等に係る実体規定違反は29件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が23件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の79.3%）、②下請代金の減額が4件（同13.8%）、③買ったたきが2件（同6.9%）となっている。

(1) 役務委託等に係る実体規定違反は47件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が28件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の59.6%）、②下請代金の減額が9件（同19.1%）、③買ったたきが5件（同10.6%）等となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

区分 年度		手続規定違反			実体規定違反													合計
		(注2) 書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買い たたき	購入等 強制	早期 決済	割引困 難手形	利益提 供要請	やり 直し等	報復 措置	小計		
令和3年度	全国	5,401	732	6,133	48	4,900	1,195	11	866	48	72	293	332	101	12	7,878	14,011	
	沖縄	52	11	63	0	51	13	0	7	2	0	0	3	0	0	76	139	
製造委託等	全国	3,703	450	4,153	40	2,909	826	9	493	29	62	282	290	79	9	5,028	9,181	
	沖縄	24	9	33	0	23	4	0	2	0	0	0	0	0	0	29	62	
役務委託等	全国	1,698	282	1,980	8	1,991	369	2	373	19	10	11	42	22	3	2,850	4,830	
	沖縄	28	2	30	0	28	9	0	5	2	0	0	3	0	0	47	77	
令和2年度	全国	6,003	934	6,937	40	4,738	1,471	15	830	76	78	314	297	120	0	7,979	14,916	
	沖縄	45	14	59	0	32	11	0	5	0	0	1	1	2	0	52	111	
製造委託等	全国	4,181	612	4,793	36	2,881	1,072	15	497	47	72	303	255	89	0	5,267	10,060	
	沖縄	24	9	33	0	16	5	0	1	0	0	1	0	2	0	25	58	
役務委託等	全国	1,822	322	2,144	4	1,857	399	0	333	29	6	11	42	31	0	2,712	4,856	
	沖縄	21	5	26	0	16	6	0	4	0	0	0	1	0	0	27	53	
令和元年度	全国	5,864	745	6,609	32	3,651	1,150	14	721	72	98	254	336	590	1	6,919	13,528	
	沖縄	22	4	26	1	21	6	0	2	0	2	0	1	4	0	37	63	
製造委託等	全国	4,202	458	4,660	29	2,160	867	11	533	47	92	243	287	458	1	4,728	9,388	
	沖縄	10	3	13	1	9	2	0	0	0	1	0	1	2	0	16	29	
役務委託等	全国	1,662	287	1,949	3	1,491	283	3	188	25	6	11	49	132	0	2,191	4,140	
	沖縄	12	1	13	0	12	4	0	2	0	1	0	0	2	0	21	34	

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況（第4表参照）

令和3年度においては、下請代金の支払遅延事件において、親事業者1名

から、下請事業者1名に対し、257円の遅延利息が支払われた。

第4表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年度	項目	支払を行った 親事業者数	支払を受けた 下請事業者数	支払の年度総額 (原状回復額) (注)
令和3年度	全国	105名	2,970名	1億2035万円
	沖縄	1名	1名	257円
令和2年度	全国	126名	2,340名	9364万円
	沖縄	2名	11名	4万円
令和元年度	全国	132名	2,931名	3億2026万円
	沖縄	—	—	—

(注) 原状回復額は、令和3年度の「沖縄」分を除き、1万円未満を切り捨てている。

第2 中小事業者等の取引公正化に向けた取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

管内における令和3年度の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習

(1) 基礎講習

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした基礎講習を実施している。

令和3年度においては、沖縄公正取引室では、当該講習を1回実施した。

(2) 下請取引適正化推進月間

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する下請取引適正化推進講習を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

令和3年度においては、沖縄公正取引室では、内閣府沖縄総合事務局経済産業部中小企業課と共同して、当該講習を1回実施した。

2 下請法等に係る相談

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けており、29件の相談に対応した。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等の下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和3年度における沖縄公正取引室管内の下請取引等改善協力委員（定員）は

3名であり、7月以降、当該委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

令和３年度における主な指導事件

１ 下請代金の支払遅延（第４条第１項第２号）

- ホームページのリニューアル業務を下請事業者に委託しているＡ社は、自社の事務処理が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

２ 下請代金の減額（第４条第１項第３号）

- 図面作成等を下請事業者に委託しているＢ社は、下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨を書面で合意することなく、振込手数料を下請代金の額から減じていた。